

審査基準整理票

処分名	診療所の専属薬剤師設置免除の許可		
根拠法令名	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	（条項）第 18 条	
基準法令名			
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
<p><b>【審査基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【大津市診療所に関する開設許可等審査基準及び指導基準】</li> <li>・掲載図書等【<span style="float: right;">】</span></li> <li>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>[診療所の専属薬剤師設置免除の許可に係る審査基準]</p> <p>診療所の専属薬剤師設置免除の許可に係る審査基準は、大津市診療所に関する開設許可等審査基準及び指導基準に定めるとおりとする。</p> <p>なお、大津市診療所に関する開設許可等審査基準及び指導基準及び関係通知は、担当課において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>医療法</p> <p><b>第十八条</b></p> <p>病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。但し、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。